

答申第123号

平成15年3月20日

千葉県教育委員会

委員長 吉岡敏夫様

千葉県情報公開審査会

委員長 古幡浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年11月11日付け教総第347号の1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成11年9月23日付けで異議申立人から提起された、平成11年8月25日付け千葉第207号ほか21件で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成11年8月25日及び8月26日付けで行った「業務委託契約書（千葉県立学校22校の校舎内外清掃等環境整備業務委託等）」の公文書部分公開決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件処分は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。)第11条第3号を理由として、当該業者の印影を非公開とするものであるが、そのような印影は「外部の第三者に交付する請求書に残されるものであるから、印影が悪用される危険性も、公文書公開請求による開示以前から存在しているものであって、公文書公開請求によってこれが公開されたからといって、(中略)競争上等の地位に不利益が生じるとはいえない」(千葉地方裁判所平成9年(行ウ)第16号公文書非公開決定処分取消請求事件判決)のであるから、旧条例第11条第3号に該当しない

イ よって、本件処分は違法である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

ア 本件異議申立てに係る公文書は、千葉県立高等学校15校、千葉県立盲・養護

学校7校が平成11年度に締結した校舎内外清掃等環境整備業務、児童生徒の介助業務、用務員の業務等に係る業務委託契約書（以下「本件文書」という。）であり、委託業務の名称、委託期間、業務委託料、委託者名、受託者名等、業務委託をするにあたって必須の事項が網羅的に情報として記録されている。

イ 本件文書に記録された情報のうち、実施機関が、旧条例第11条第3号の規定により非公開とした情報は、受託業者が業務委託契約書に押印した代表者の印影である。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 本号本文該当性について

(ア) 法人の代表者の印影は、取引に関する情報であり、その印章の使用者において、内部情報として管理しているものであり、「当該事業に関する情報」に該当すると認められる。

(イ) 法人の代表者印は、特に営利企業においては、契約書等に押印するなどとして用いられる。

また、取引先に提出する見積書、請求書等にも用いられ、当該文書が正式なものであることの公信性を高めるために用いられるものであると考えられ、この代表者印をいつ使うか、誰に対して使うかは、法人の事業活動の自由によるものである。

(ウ) 商業登記法により法務局に登録されている法人の印影は、他の登記事項と異なり、当該法人関係者以外は交付も閲覧もできないことを考えると、仮に、法人の営業活動において、代表者印が押してある請求書等が、法人の意図しない第三者の目に触れる機会があったとしても、法人が、意図しない第三者に対し、自由に印影を公表しているとはいえず、普通、個人においても同様であるが、取引や日常生活で使用する印鑑を慎重に管理しているのは、常に印影の偽造、不正使用のおそれがあるからにほかならず、本件公文書公開においても、同様の観点に立つのが妥当であると考えられる。

(エ) よって、公開することにより、営業妨害や、印影の偽造が行われる可能性があり、旧条例第11条第3号本文でいう、当該受託者の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

イ 本号ただし書該当性について

印影は、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと考えられる。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、別表記載の千葉県立学校22校において締結した平成11年度の校舎内外清掃等環境整備業務等に関わる業務委託契約書である。

イ 本件文書に記録された情報のうち、実施機関が旧条例第11条第3号に該当するとして非公開とした情報は、業務委託契約書に記録された受託者の印影である。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、3(2)のとおり主張するので検討する。

ア 本号本文該当性について

(ア) 会社が保有する印鑑は、法務局に届け出た代表者印のほか、社印、銀行印、また支社・支店に置かれ、商慣習として実際の取引に用いられる副印等があるところ、これらの印鑑は、個々の役割に応じて使用目的、範囲、使用方法等が厳格に定められ、その印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものである。

(イ) 契約等の重要書類に使用される印鑑の印影は、法務局への届出された代表者印であるか否かを別として、会社として記載事項の履行を確約するという、非常に重要な役割を担っている。

(ウ) 特に、県の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加するためには、入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められたものであることが条件とされている。

(エ) 入札参加資格審査の申請は代表者印により行うこととされており、添付書類には、代表者印の印鑑証明があり、また、入札、契約の締結及び代金の請求受領に当たって使用する印鑑を届け出ることが義務付けられているところである。

(オ) 実施機関が非公開とした本件文書の印影は、認証的機能を有するにふさわしい形状を有し、当然のこととして入札参加資格審査の申請の際に届出られた印鑑の印影であることから、当該印影は、法人の内部管理に属する情報で、広く

不特定多数に公にされることを予定したものではないと認められる。

(カ) このような印影が、当該法人の事業活動に関係なく一般に公開されることは、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められ、本号本文に該当すると判断する。

(キ) なお、異議申立人は、千葉地方裁判所平成9年（行ウ）第16号公文書非公開決定処分取消請求事件判決文を引用し、旧条例第11条第3号に該当せず、本件処分は違法であると主張するが、「悪用される事態に備えて対策を講じているはずのものである印鑑」と「県の入札参加資格審査の申請の際に届出され、入札、契約の締結及び代金の請求受領に当たって使用する印鑑」とは、おのずから性質が異なるものであり、この点において、異議申立人の主張には理由がないと判断する。

イ 本号ただし書該当性について

前記アで本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした情報は、旧条例第11条第3号に該当し、公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 表（業務委託契約の状況）

No.	公文書の件名又は内容
1	業務委託契約書（千葉県立千葉高等学校 校舎内外清掃等環境整備業務委託）
2	業務委託契約書（千葉県立千葉工業高等学校校舎内外清掃等環境整備業務委託） 業務委託契約書（千葉県立千葉工業高等学校草刈等環境整備業務委託）
3	業務委託契約書（千葉県立若松高等学校校舎内外清掃等環境整備業務委託）
4	業務委託契約書（千葉県立鎌ヶ谷高等学校清掃等環境整備業務委託）
5	業務委託契約書（千葉県立小金高等学校用務員の業務委託）
6	業務委託契約書（校舎内外清掃等業務委託）（県立松戸国際高等学校）
7	業務委託契約書（千葉県立松戸秋山高等学校清掃等環境整備委託）
8	業務委託契約書（校舎日常清掃管理業務委託）（県立柏南高等学校）
9	業務委託契約書（千葉県立柏陵高等学校校舎内外清掃等環境整備業務委託）
10	業務委託契約書（千葉県立流山北高等学校清掃業務等委託）
11	業務委託契約書（校舎内外清掃等環境整備業務）（県立小見川高等学校）
12	業務委託契約書（校舎内外清掃等環境整備業務委託）（県立銚子商業高等学校）
13	業務委託契約書（千葉県立松尾高等学校校舎内外清掃等環境整備）
14	業務委託契約書（千葉県立長狭高等学校校舎内外清掃等環境整備業務委託）
15	業務委託契約書（千葉県立市原園芸高等学校校舎内外清掃等環境整備業務委託）
16	業務委託契約書（千葉県立千葉盲学校校舎内外清掃等環境整備業務委託）
17	業務委託契約書（千葉県立仁戸名養護学校児童生徒介助業務委託）
18	業務委託契約書（児童生徒介助業務委託）（県立袖ヶ浦養護学校）
19	業務委託契約書（千葉県立千葉養護学校児童生徒介助業務委託）
20	業務委託契約書（千葉県立香取養護学校児童生徒介助業務委託）
21	業務委託契約書（千葉県立長生養護学校児童生徒介助業務委託）
22	業務委託契約書（千葉県立市原養護学校児童生徒介助業務委託）

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14. 11. 11	諮問書の受理
14. 11. 27	実施機関の理由説明書の受理
15. 3. 3	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学教授	
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	
古幡 浩	城西国際大学講師	部会長

(五十音順：平成15年 3月 3日現在)